

中小企業も義務化目前！今から間に合う！

同一労働同一賃金

解説セミナー

～業績向上につながる人事制度の構築を目指して～

2021年4月より、「同一労働同一賃金」の義務化が中小企業も対象となります。今後予想される、非正規社員と正社員の不合理な待遇差解消をめぐるトラブルを避けるためにも、ルールにのっとった賃金制度や就業規則の見直しが必要になります。本セミナーでは、義務化を目前に控え中小企業が具体的にやるべき事、準備する内容と共に、これからの時代の中小企業経営に即した人事・賃金制度の在り方についても解説して参ります。

講 師

いいだ よしひろ

飯田 吉宏 氏孚(まこと)事務所 株式会社 代表取締役
社会保険労務士

<プロフィール>



大学卒業後、20代後半まで呉服流通チェーン、中小法人向けバンクに勤務。在職時に職場で体験した労使トラブルをきっかけに労働法と人材育成の在り方に関心を持ち、2000年に社労士資格を取得する。2004年独立起業。社員数5名のリフォーム会社から、100名の外資系医療機器メーカーまで15業態以上の労務管理指導を経験する。現在は社労士の知見に東洋哲学のエッセンスを取り入れた人材・組織開発を得意とし、中小企業のリーダー・後継人材の育成支援に注力している。コンプライアンス・労務管理関連のテーマを中心に、商工会議所や法人会など各種団体での講演・セミナーランサーや講師も務めている。

講座内容

- ◆ 同一労働同一賃金とは何か
- ◆ 同一労働同一賃金にありがちな7つの疑問
- ◆ 2021年4月を目前に中小企業がやるべき10の行動
- ◆ 人件費問題を解決し、業績向上へつなげる
人事・賃金制度の在り方について
- ◆ 問われるのは企業理念と経営者のマネジメント力

日 時 2020年 12月3日(木)
14:00～16:00

定 員 50名(先着順)

(※定員になり次第、締め切らせていただきます)

場 所 甲府商工会議所 多目的ホール
(甲府市相生 2-2-17)

受講料 無料

新型コロナウイルス感染拡大防止のために

- 当日、風邪の症状がある方、熱が37度以上ある方のご参加はお控えください
- 当日はマスクの着用をお願いいたします。
- セミナー開催を中止する場合もございますので、予めご了承ください。

お問い合わせ
お申し込み

甲府商工会議所 中小企業振興部 (TEL 055-233-2241)
担当 飯島・土橋 HP (<http://www.kofucci.or.jp/seminar/20201203/>)→→



甲府商工会議所FAX 055-233-2131 FAXでお申込みの際はこちらへ記入してください。		事業所名		
所 在 地			TEL	
			FAX	
氏 名			氏 名	

※ご記入頂いた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のため利用するほか、セミナーの実態調査・分析のために利用することができます